



証明書コンビニ交付サービスを始めます

2月1日(土)から、全国のコンビニエンスストアなどに設置してあるマルチコピー機で、各種証明書を取得することができます。

全国のコンビニなどで利用できます

<サービスが利用できるコンビニ>

○セブンイレブン ○ローソン ○ファミリーマート
○ミニストップ など

<その他マルチコピー機が設置されている一部の店舗>

○日本郵便 ○イオンリテール など

利用可能時間 午前6時30分～午後11時

※年末年始やシステムメンテナンス時を除く

コンビニ交付 Q&A

Q.市役所等の窓口で取得する証明書と違いはあるの？

A.内容は同じです。コンビニでは市役所等の窓口と用紙が異なりますが複写禁止加工がされています。

証明書が複数に渡る場合、ホチキス留めはされません。証明書に連番が振られます。

Q.亀山市に本籍を置いたまま住所を異動しても戸籍証明書は取れるの？

A.本籍地証明書交付サービスを利用すれば、市外に住所を異動してもコンビニなどで取得できます。

市役所等の窓口より**100円お得**です。
(戸籍証明書を除く)

コンビニで取得可能な証明書

種 類	取得可能な人	手数料
住民票の写し	亀山市に住民登録がある人または同じ世帯の人	200円
印鑑登録証明書	亀山市に印鑑登録している本人	200円
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	亀山市に本籍のある人または同じ戸籍に在籍する人 ※除籍や改製原戸籍は取得できません。	450円
戸籍の附票の写し		200円
課税証明書・所得証明書	亀山市で最新年度分の市県民税が課税されている人 ※申告がない場合は取得できません。	200円

※戸籍届出や住民異動届出後、その内容が反映された証明書が取得できるまでに日数がかかります。

※住所地と本籍地が異なる場合は、事前にコンビニのマルチコピー機やインターネットから「**本籍地証明書交付サービス**」の利用登録を行うと、コンビニで戸籍証明書が取得できます。なお、「本籍地証明書交付サービス」は登録申請後、利用可能となるまで1週間程度日数がかかります。

※本籍が亀山市以外の場合は、本籍地の市区町村にサービスの利用についてお問い合わせください。

次の証明書は市役所等の窓口で申請してください

○住民票の写しで次に該当するもの
・転出、死亡等で削除された人のもの
・住民票コード記載のもの
・住所履歴を記載のもの

○戸籍証明書で次に該当するもの
・除籍全部(個人)事項証明書
・改製原戸籍謄本(抄本)

○最新年度分の市県民税課税・所得証明書以外の各種税証明

ご注意ください！

○マイナンバー通知カードでは利用できません。

○15歳未満の人など、証明書の交付に制限をかけている人はご利用できません。

○マイナンバーカードの暗証番号を3回連続で間違えるとロックがかかります。

※ロックがかかったら、マイナンバーカード担当窓口で暗証番号の再設定を行ってください。本人確認書類を必ずお持ちください。

○印鑑登録証(カード)はコンビニなどで証明書を取得する場合は必要ありませんが、窓口発行時や改印などの手続き時に必要になります。

コンビニで**証明書**を取ってみよう！

①マルチコピー機で行政サービスを選択



②証明書交付サービスを選択



③マイナンバーカードを置く



④数字4ケタの暗証番号を入力



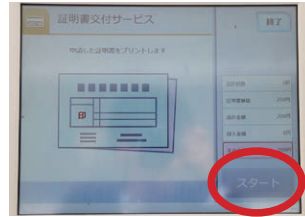
⑤証明書を選擇



⑥手数料を入れる



⑦スタートを押す



⑧証明書が印刷されます



※コピー機の種類により画面や操作方法が異なります。
 ※複数枚ある場合の2枚目以降の証明書や、マイナンバーカードの取り忘れにご注意ください。

証明書コンビニ交付サービスを利用するには マイナンバーカードが必要です

市のマイナンバーカード担当窓口では、顔写真の無料撮影や申請書の書き方のサポートを行っています。申請書を失くした場合でも、本人確認書類をお持ちいただければ、申請書の作成ができますのでお気軽にご相談ください。

また、マイナンバー通知カードの申請書部分を使って、パソコンやスマートフォンから申請することもできます。

マイナンバーカードの受け取りは、申請から約1カ月以上かかります。お早めに申請してください。

マイナンバーカード担当窓口

- 市民課戸籍住民グループ(市役所1階 ☎84-5004)
- 地域観光課地域サービスグループ(関支所1階 ☎96-1212)



証明書窓口受付システムをご利用ください マイナンバーカードで住民票などの申請が簡単に！

2月3日(月)から市民課戸籍住民グループの窓口に証明書窓口受付システムの端末機を設置します。端末機にマイナンバーカードを挿入し、画面で暗証番号(数字4ケタ)の入力など、簡単な操作で、申請書を記入せずに証明書を取得できます。

【申請できる証明書】

- 住民票の写し ○印鑑登録証明書 ○戸籍証明書 ○戸籍の附票
- ※税関係の証明書申請には対応していません。
- ※手数料は市役所等の窓口と同額をカウンターでお支払いください。



4月12日(日)から日曜窓口の開設時間が変わります

毎週日曜日に午前8時30分から午後5時15分まで行っている日曜窓口(市民課、税務課業務)の開設時間を**午前8時30分～正午**に変更します。※取扱業務の変更はありません。

問合せ先 市民課戸籍住民グループ(☎84-5004)